

社会福祉法人 武蔵野福社会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 武蔵野福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法45条の19第6項に於いて定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。

費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職員執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第 9 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員の報酬月額を別表第 1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は別表 2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
 - 3 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表 3「常勤役員賞与」のとおりとする。
 - 4 常勤の理事に対する退職手当は、別表 4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
 - 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする
 - 6 各評議員の報酬等は、定款第 9 条に定める金額の範囲内に於いて別表 5 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。
- ただし、第 3 条に掲げる報酬を支給したときは、通勤費は支給しない。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

・ 理事長 70 万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として 1 人一律 10,000 円

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 係数

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 俸給月額 × 在職年数 × 支給率

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として 1 人一律 10,000 円